

業中止したものとみえ一銭の収入もなく、同年五月十日、「入金二、四〇〇円、揚繰株売り代」、同十六日「入金五〇〇円、揚繰舟一艘貸し代の内」などの記載があり、操業中止を示している。なお、当時、船頭孫太郎、「きじま」と称した細谷惣次左衛門、「しま」と称した御園孫太郎、「きじま」と称した木島保太郎などの揚繰網が盛んであったという。

漁獲物の処分 自浦に水揚げする場合はとにかく、他浦に回航するときはややもすれば問題を生ずることがあった。そこで明治十三年、長柄郡各村地曳網主一同は、水魚売りさびき方についての「条約書」をつくり調印した。すなわち、

- 第一条 他浦ニ回船ノ節、水魚売リ捌(サバ)キ方ハ、其ノ浦網主ヘ示談ノ上其ノ網附属商人ヘ売リ渡ス可キ事
- 第二条 地曳網コレ無キ浦方ニ於テハ、其ノ隣村網主示談ノ上、其ノ附属商人ヘ水魚売リ渡ス可キ事
- 第三条 第一条、第二条ニ因リ水魚買イ受ケタル商人ドモニオイテ、水魚代金延滞ノ節ハ、其ノ代金皆済相成ラザルウチハ其ノ浦方網附属商人ドモヘ水魚売リ渡スマジク事
- 但シ、水魚代金延滞ノ節ハ会所ヘ届ケ出ズルモノトス、然ルトキハ水魚売リ捌キノ可否ハ第三条ニ因リ、会所ヨリ報告シ其ノ勧告ヲ守ル可キ事
- 第四条 水魚売リ渡シヲ停止セシ浦方ニ回船ノ節ハ、第二条ニ準ジ売リ捌キヲナスベキ事
- 右ノ通り一同違約コレ無キタメ連署条約後日ノタメ件ノ如シ

る加工も、江戸時代のそれと大差はない。これら加工品については、品質改善、あるいは周知徹底を期し各種の共進会ももたれた。そのようなき、郷土の業者からも出展され、優秀な成績を挙げた例もすくなくない。二、三例をあげてみよう。明治十九年、一府六県連合千葉水産共進会がもたれた際、秋場慶蔵の干鰯、薦田惣八の鯉節はそれぞれ有功章を授与された。同四十四年、千葉県庁舎落成記念行事の一つとして、物産共進会が開かれ、郷土両地区からも多数出展された。なお、当時もっぱら生産されていたものは、干鰯、田作、しめ粕、魚油、干物などであった。その年間生産高は、明治末五年の平均が次のようである。

干鰯	約二、〇〇〇俵
田作	約三、四、〇〇〇貫
干物	約六、七〇、〇〇〇尾
しめ粕	約五、〇〇〇俵
魚油	一五、二〇たる(四斗入れ)

右のうち、網主が最も重点をおいたのは干鰯であり、これ得る金額は大きかった。

干鰯と引き高などを関係的にみてみよう。

年次別引き高	
刃地曳網年間引き高調べ	
明治四四年	四九九円一八銭
大正三年	四二七円一七銭
大正四年	四九四、四六
大正五年	二二二、二四
大正六年	一八三、〇〇
大正七年	五
大正八年	三五八、五七

とある。このときの署名者は、浜宿村一名、牛込村三名、刺金村三名、古所村二名、北高根村一名、幸治村三名、中里村二名、一松村六名(以上二十一名)

- 一宮本郷村 秦新右衛門、鈴木長蔵
- 同 新笈村 森田九郎右衛門
- 東浪見村 小関新五右衛門、秋場慶造、小安慎一郎、

鵜沢弥左衛門、田中長九郎、秋場奎右衛門とある。当時の網主全員と思われる。右の条約によれば、他浦への水揚げはなかなか面倒であったようだ。とくに、問題は水魚代金の回収にあったことがわかる。

自浦水揚げのときは、関係者に配分する量を除いて、網付き商人に売り渡すか、網主自身が引き取り加工したりする。網付き商人とは、附きの商人、浜商人、釜持ち商人、附き棒手(ぼて)または小買いなどといい、網主に専属し独占的購入権を有し、購入した分については、干鰯、メ粕(しめかす)、田作などに加工し、仲買いや問屋に売り渡す水産製造人である。しかし、東浪見、一宮地区では、惣次左衛門網にしても、浅野周助網にしても、その網の水主の家族が網付き商人であったというから、おそらく、食用イワシの行商が主で、多少は田作、干鰯なども製した程度と思われる。したがって大規模な加工は網主によって行なわれたものであろう。

だいたい、食用として行商する分は「生きがよい」ことが第一条で即日処分である。しかし、これは水揚げのきわめて一部分にすぎず、大部分は、食料用、肥料用として加工する。明治以降におけ

大正 六年	一五二円六三銭	昭和 四年一、五一円三六銭
七	五四三、八四	五 四〇七、二九
八	六七三、一六	六 九七六、七九
九	一四九、八〇	七 八三一、七三
一〇	八七、三〇	八 二、五九四、八四
一一	二四、〇〇	九 一、一六〇、六三
一二	一、四七八、〇二	一〇 一、一五六、二七
一三	一七五、八八	一一 七八〇、〇〇
一四	七七、二二	一二 二、〇二五、二三
一五	四、〇〇、〇〇	一三 一、七八一、一七
昭和 二	二、二二六、〇六	一四 三三三、四二
三	一、二八九、八〇	一五 六、三三三、〇三

前表の中から昭和七年分を、さらに月別にみると、

四月	出漁五回	引き高合計七円七五銭
五月	九回	四六円八六銭
六月	ナン	ナン
七月	一七回	一五二円九五銭
八月	二六回	四一五円四〇銭
九月	一八回	二〇四円八銭
十月	ナン	ナン
十一月	一回	四円八〇銭
合計	七六回	八三一円八四銭

となり、そのうちの三三五円四銭は干鰯三五五俵の代である。

干鰯の生産は、

昭和八年	一、五八九俵	一、九五九円六三銭
同 九年	五一八俵	六〇四円五八銭
同 十年	六六七俵	五六八円八五銭
同 十一年	一〇五俵	一七八円六〇銭

となる。十二年以降は製造を中止している。

イワシの外には、アジ、タイ、イシタイ、サバ、カマスなどがとれ、昭和七年八月三十日には、サバ一、三〇〇尾をあげ、一尾平均十銭で売れた。また、イワシの場合は、昭和十二年七月二十四日、三番まで出船して合計五二円九五銭を揚げ、一日分としては最高額を記録した。

戦争直前、戦中についての記録はないが、昭和二十年度分としては左記の如し。

引き揚げ高四二、九九六円也

此の一割五分 金六、四四九円四〇銭也水主分

四分 金一四、六一八円六四銭（水主分）

六分 金二二、九二七円九六銭（網主分）

漁業の実際

(1)地曳網の張り方 昔は地曳網の納屋には、「かき」と呼ばれる者が常時住んでいて、沖の模様の良い時に、舟方を呼び集めることになっていた。この時には、裸になって駆けながら、「わーわーわー」と三声ずつ大きな声で呼びに上るのである。海猫が小羽を使って海面すれすれに飛ぶ時など、三声の後に「かえろ、かえろ」と一段高く呼ぶ。

明治年間に地曳と地曳で喧嘩をしたことがある。味方を集めるために二声を呼んだという。

最近漁では生活の安定がつかないので、二隻で操業するほどの人員が集まらない。そのため一隻の舟で地曳をするようになり、十、五人でも操業が出来るようになった。網の規模も小さなもので、浜を呼ぶにも豆腐屋の喇叭で自転車や単車を使っている。

九十九里に二〇〇条の地曳があったころは、東浪見地区にも七条あったが、現在では三条に減じている。観光客誘致に観光地曳と名付けて細々と操業しているが、この伝統を将来まで残しておきたいものだ、観光協会の役員はいつている。

(2)分配 地曳網の売上額の分配法は、その日の一当一当毎に精算することとなっている。

例えば、一網一、〇〇〇円と仮定すれば、一割五分金、即ち一五〇円が水夫の沖出に舟に乗ったものの金となり、残りの八五〇円が四分六分で船主と水夫に分配される。網主が六分、水夫が四分となるのである。ただし、水夫の中に網主がひと代を受けることとなる。これは網を破損した場合に使う「かりそ」代で、要するに綿糸代となるわけで、大体網主と水夫が五分五分となるのである。

水鰯は魚屋に販売したり、魚行商人に売り捌いたりすることになっているが、大量とれた時は干鰯したり、水夫が平均に分配し自宅に持ち帰って加工したりすることとなっている。

水鰯を分配するには、また別な方法もある。船が網を下して船を曳き上げると網を曳くこととなる。水夫の家からは、「ぼて」とい

明治の末期から大正の初期頃までは、舟が大きかったので、三十人ぐらいでなければ舟を沖に出すことが出来なかった。この人員が二隻の舟に乗って沖出するのである。当初は盤に油を塗って舟の出る方向に並べる。これが終ると、大きな声で「わっじゃらやー、わっじゃらやー」と調子よく呼び、これに合わせて舟を沖に出す。膝頭が水に没する辺まで押し出すと舟が浮ぶので、二、三人の若者を残し、ほかは全部舟に上って櫓を押すこととなっている。五尺の間では、熟練した棹張りが三尺ぐらいのところで、三間に余る棹を鮮かに振り回して舟の曲らないように頑張っている。

舟のトモの方では、強力無双のこれも熟練した若者が、舟の中心を見はからって舵を取るのがあるが、海が荒れた日や、潮の早い時などは随分と技術を要する。地曳網を下すところを張り地というが、この辺まで来ると、跳ね鰯や色鰯をさがして網を下ろす。この時誰かが「一杯二杯の小漁利は嫌だよ。大漁利来たらばおいらの物だよ。しめろとやー」とやる。そのあとどうだえ、どうだえと威勢よく櫓を漕ぐので、舟は全速力で突っ走る。その内に「よいよいよい」と誰かが言えば、選手交代で取りつぎと替る。数回これを繰り返すと、舟は岸に着くのである。一隻ずつ全員で曳き上げる。友綱に腰曳きを付けて、「ヤーレコノ、ヤーレコノ」と呼び声に力を合せ、適当な位置に舟を据え、また片方の舟をこれと同じように曳きあぐるのである。この時早くかききは、網曳きを呼びに行く。呼び声は二声である。「ワーワー」と二声を呼ぶのは、このほかに仕事をする時と大浪の際舟を曳く時である。

って一人ずつは必ず浜に出ることになっており、地曳網を三巻取るまでに来たものは「早代」として水鰯を特別に貰うこととなっている。その後で来たものは、普通の代だけだが、早く来たものはこの早代が加算されるのである。なお、このほかに、袋の鰯を水揚げに使う叉手代も分配されるから、少しの漁でも貰ってくる水鰯は相当量になる。

また地曳網を終ると、袋は杉の木を横に並べて、それに足といって杭で支えてある「いかばり」に乾すこととなっている。沖出する場合には、真先に袋が積み込まれる。この袋を積み込んだものには「ふるかへづい」という特別の分け前が貰える。要するに奨励的に早く人を集めて操業する手段である。

地曳網には「おかもの」といって、山村から手伝いに来るものがある。この人達には、漁の獲れ量によって鰯が分配されることになっている。明治末期から大正の初期には豊漁が続ぎ、一日に三、四番も地曳することが稀ではなかった。こんな場合には「かしき」が焚き出しをし、飯と汁と味噌醤油などを磯まで担いで来てはねている魚を料理して喰った。これを俗に沖膾といい、「おかもの」達もこの焚飯の仲間入りをした。

地曳を一日に三番以上操業する場合には、船の先端で「ポッター」を持って踊ることになっている。そして、一当二当の小漁利はいやだ、大漁利来たらばおいらのものだ、と調子よく櫓を漕ぐのである。

このような場合は、とれた魚は始末が出来ないので、磯浜の上に

塚と積み重ねて夜番がつく。夜番には一升壺が立てられ、冬の夜などは篝火が赤々と焚かれて、夜中過ぎには酔って寝入ってしまった、塚の一角が盗まれてしまったことなどもしばしばあった。

(3) 処理 地曳でとれた魚類は、ボテフリという呼売人(ハシリともいう)によって附近の村々へ売りに行かれた。大正の中期までは、大器に入れ、天秤棒でかづいてかけ足で遠く市原、君津の山の中まで売りにいった。「ハシリ」という名の出たのもこのためである。

その後、自転車が使われるようになって、籠にかわってひらたい木箱に魚をつめ、それを積み重ねて運んでゆき、一箱いくらで販売した。この箱のことを「ハシリ箱」または「テレン」といった。

漁獲が多くて販売に供した残りが生じた時は、これを海岸砂浜に拡げて天日乾燥を行なった。これを干鰯といい、肥料として用いられた。

大正中期に一宮を訪れた歌人尾上紫丹(尾上八郎)は、この情景を次のように歌っている。

黒ぐろと浜をうづめてほす魚の
にほい近き夏ぞしらるる

東浪見一宮漁業組合 この組合が大正八年に組織され、つぎのような専売漁業免許願を提出し、農商務大臣から申請の通り免許を受けたのは、同年十一月十八日のことである。

専用漁業免許願

漁場ノ位置及区域 一松村、一宮町界ヨリ九十五度ノ方位線
東浪見村、太東村界ヨリ九十度ノ方位線

ノ如キ今ヤ全ク其ノ産額稀ナルノ状況ニシテ此儘ニ推移センカ終ニハ地先重要介類ノ繁殖絶滅スルノ悲境ニ陥ルヤモ知ルベカラズ今ニ於テ相当保護ノ途ヲ講ジ施設ヲ為スハ焦眉ノ急務ナルベキヲ慮ヒ故ニ専用漁業ノ免許ヲ受ケ地先漁業ノ基礎ヲ鞏固ニシ漁利ヲ永遠ニ維持スルノ計画ヲ為サントシ故ニ関係隣接組合ト熟議ヲ經其ノ同意ヲ得テ出願仕候間御許容ヲ仰キ度意見書及提出候也

大正八年十一月十七日

千葉県長生郡東浪見一宮漁業組合

理事 秋場 一郎 函

この免許には、既に免許を受けた定置漁業を妨げないことが条件となっている。その理由として次の理由書がつけられている。

蝦漁業出願ノ理由

専用漁業権区域内ニ於ケル蝦ノ発生極メテ多ク他ヨリ出漁セル漁業者ハ昼夜ノ別ナク陸地近クニテ陸地ト平行ニ操業シ区域内ニ於ケル漁族ノ蕃殖ヲ妨ケ且ツ魚類ヲ散逸セシムルガ為メ組合員ノ地曳網漁業ハ近年引続不漁ニシテ其ノ経営頗ル困難ノ状態ニアル而モ地曳網操業ト蝦引操業トハ互ニ直角ヲナスヲ以テ潮流ノ関係ニヨリ往々ニシテ交叉シ為メニ地曳網業者ノ被害一再ナラズ

故ニ蝦ノ専用漁業権ヲ得テ魚族ノ蕃殖ヲ図リ且ツ当事者間ノ協調融和ヲナサシメ以テ組合員ノ生業ヲ保証セントスルモノナリ。これに対しては免許が受けられず、昭和十五年にいたり、さらに

ノ間ニ於テ海岸期望満汐線ヨリ二千間以内ノ水面

漁業ノ種類 漁獲物種類 漁業期間
蛤 漁業 蛤 自 十一月三十一日
至 十二月三十一日

姥 貝 " 姥 貝 "
赤 貝 " 赤 貝 "
な が ら み " な が ら み "
搗 布 " 搗 布 "
一漁業権存続期間 式拾年
前記之通専用漁業免許相成度別紙漁場図式通及関係書類相添へ此段相願候也

大正八年十一月十八日

千葉県長生郡東浪見村東浪見千六百十一番地

東浪見一宮漁業組合

理事 秋場 一郎 函

農商務大臣 山本 達雄 殿

関係書類ノ表示

一、漁業図 式通 一、意見書 一、以下省略

専用漁業出願ニ関スル意見書

本組合地先海面ハ一宮川ノ流域ニシテ介類ノ棲息ニ適當ナルヲ以テ従テ古來各種ノ介類ヲ饒産シ一般小漁業者唯一ノ資源ニシテ漁家経済ノ重要関係アルニ拘ラス漁業者ハ近時漁獲物ノ騰貴ニ伴ヒ種介稚介ノ別ナク四季争フテ之ヲ濫獲シ為メニ其ノ産額逐年減少ノ傾向アリ殊ニ往年本組合地先重要ノ介類中繁殖遙シカリシ姥介

鰯地曳網漁業の免許を出願した。その理由は次の通りである。

専用漁業権訂正出願ニ関スル理由書

本組合ノ漁業種類ハ地曳網漁業ト介捲漁業ト二種ニシテ介類ニ就テハ既ニ専用漁業権ヲ免許セラレタルモ地曳網漁業ノ主ナル漁獲物タル鰯ノ専用漁業権ナキ為メ他町村ノ揚繰網漁業ノ為メ濫獲セラレ地曳漁業者ハ年々不漁ニ苦シミ地先漁民ノ経済状態益々不振ニ陥ルノ現状ニアリ依ッテ鰯ノ専用漁業権ノ免許ヲ得テ地曳網漁業ノ経営安固ヲ図リ以テ関係漁夫ノ生活ヲ確保シ他面現下ノ生産拡充ノ根源タル魚肥ノ獲得ニ資センガ為メ訂正出願仕候間御許容ヲ仰キ度理由書及提出候。

昭和十五年三月十日

千葉県長生郡東浪見一宮漁業組合

組合長理事 秋場 淳 函

この申請は、昭和十五年七月十六日附で許可されたが、たまたま当時は、太平洋戦争の準備時代であったので、海岸では毎日陸軍の実弾射撃演習が行なわれていて、操業も十分にはできなかった。

そのうち太平洋戦争に突入のため新兵器の試射や、実弾射撃は益々頻繁となり、魚族は減少して漁獲は減るばかり、戦局が不利になると敵機の来襲や潜水艦の出没で出漁ができなくなってしまった。

戦後

昭和二十年八月十五日大平洋戦争終結によりその秋から翌年にかけては大豊漁が続き、捕えた魚の処理に差支えるような状態であった。この時、一般の町民も魚を買って来ては、干物に加工作して山間地へ行き、米と物々交換が行なわれた。

昭和二十四年占領軍の指示によって、漁業法が改正された。これは漁業調整委員会の運用によって水面を総合的に利用し、漁業生産を發展させ漁業の民主化を図るのが目的であつて、同時に水産業協同組合法が制定され、旧の漁業組合に代つて東浪見一宮漁業協同組合が誕生、昭和二十六年七月二十六日登記を了した。この時の役員は次のとおり、

理事 小畑 啓吉 小安省一郎 鶴岡 栄
佐瀬 長二 峰島喜久司
監事 石野 益二 星野 誠之

本組合は、昭和二十六年七月千葉県告示第三三九号による漁業権の免許を申請し、同年九月一日附千葉県知事より次の免許を受けた
共第四〇一号

共同漁業免許状

- 千葉県山武郡片貝町片貝六、九〇三ノ一
片貝町漁業協同組合他十五組合
- 一、漁場の位置及び区域 省 略
 - 二、漁業の種類及び名称 第三種
いわし地曳網漁業
磯曳網漁業
白魚地曳網漁業

三、漁獲物の種類 いわし、あじさば、たい、せいこ、いしもち、すずき、ばら、白魚

四、漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

これに対し、政府は被害地の漁業協同組合に損害の補償を行なつたのである。

昭和二十七年に交付された補償金百五拾六万五千九百六円は、経営者に対し一人八万五千円宛、また、水夫に対しては一網七万一千円宛分配して所属の水夫が人数で均分した。

次に、昭和二十八年六月から三十二年五月八日迄の期間にたいして、補償要求は八百三十一万円。これに対して東京調達局から支給された見舞金は七十一万二千九百四十円で、この半額を船主が、均分し、残額は全水夫に分配した。

この外に掃海補償として支給された三十万五千余円は、四十一万四千余円を九十九里町漁港の築港資金に寄附し、残金を雑漁業者に分配した。

この米軍の演習による漁業権等行使の制限は、昭和二十八年五月一日東京調達局長から解除された。

漁船と漁具の発達のため、魚族は沖で一挙に捕獲されて、沿岸には魚が寄つてこない。そのため地曳網は衰退するばかり、現在は夏期だけ漁業を行なっている、それもあまり豊漁が期待されないもので最近では観光地曳網と銘をうって、観光客のための地曳網を行なうようになってしまった。

以上は、海岸の漁業であるが、次に一宮川の淡水漁業について、簡単にふれて見ることとする。

淡水漁業 一宮川は、河川としては小さいが、流れも緩やかで水深もかなりあるため、魚介の棲息に適しているので、終戦当時ま

但し、白魚は四月二十一日から翌二月十九日まで
五、存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

六、制限条件 なし

右の通り免許する

昭和二十六年九月一日

千葉県知事

同じく、同日附をもつて、東浪見一宮漁業協同組合にたいし第一種の漁業免許状が交付された。これは、以前漁業組合で免許を受けていたもののうち、地曳網を除いたものの免許である。(地曳は十六組合共同で免許)

漁業法の改正により東浪見一宮漁業協同組合に対し、昭和二十六年漁業証券で二百八十五万円の補償金が支給された。そのためその支給額の内から百七十万円を支出して、たこ船を建造して漁業を始めたが、毎年不漁が続き三年間に約百万円の欠損を生じたので、船や道具を売却して欠損を補填した。

新漁業法では漁業調整委員会の活動に期待するところが大きいので各地から委員に立候補する者が多く選挙の結果、東浪見一宮漁業協同組合長小畑啓吉が当選、昭和三十三年から三十八年まで二期在任したが、漁区の改編によって退任した。

朝鮮動乱勃発のため在日米軍ならびに韓国軍隊の実弾射撃演習が、山武郡片貝町海岸で行なわれ、この騒音と落下物のため、漁業が不能になって問題となった。

では、かなりの漁獲はあった。

終戦後の昭和二十四年頃までは、川岸に四ッ手網が無数に設けられていて、食糧難の救済に大いに役立ったものである。その頃一晩(といっても二、三時間)網を上げ下しをすると、素人でもイナ、鮒、エビが大きな水桶にいっぱい捕えられた。

それぐらだから、川魚漁業の専門家は相当な収穫をあげていた筈である。

漁法としては、投網・巻網・突網・四ッ手網・椎葉・ド(ズともいう)ハエ縄・ズゴ釣・竿釣等で、獲物は、鯉・鰻・鮒・鯰・鱈・シラタ蝦・手長蝦・鯊・ケーズ・縞鯛・黒鯛・サッパ・川蟹が主であった。

貝類は、蜆、クロッケ(ヒラ貝)が無尺蔵に近いほどあり、川遊びかたがた女子供でも多量に捕獲出来たので、避暑客を喜ばせることができた。この蜆は貝の色が黄色味を帯びていて非常に美味だといわれていた。

そのため昔、領主は毎年この蜆を將軍に献上していたので、献上蜆の名がついている。また、幕末の詩聖柳川屋巖がこの蜆を食べ、その美味なことを讃えた詩が残っている。

古い記録によると、一宮本郷村では、蜆の管理人をおいてこれを保護していた。

大正年間に加納町長は、この蜆を天皇陛下に献上している(この時の蜆は、関東台下から下村下迄の地域を養殖地とし、関東台の御園生善太郎が主としてこれを管理していた)。

一宮町の水産業 (昭和33年度現在)

1 経営者数及び被備者数

区 別	個人経営	共同経営	計	延使用船数	被備者数	備 考
地 曳 網 漁 業	4	3	7	12	253	被備者はすべて町在住者
採 貝 漁 業		1	1	1	6	
蛸 壺 漁 業	1		1	1	3	
計	5	4	9	14	262	

2 漁船保有の状況

区 別	無動力船数	5トン未満の動力船	そ の 他	備 考
地 曳 網 漁 業	12			
採 貝 漁 業		1		3.8トン
蛸 壺 漁 業		1		4.7トン
計	12	2		

3 漁 獲 高

区 別	品 名	数 量 (貫)	金 額 (千円)	備 考
地 曳 網 漁 業	あ じ	43,241	3,135	
	い わ し	18,017	1,306	
	か ま す	7,207	523	
	そ の 他	3,603	261	
	小 計	72,068	5,225	
採 貝 漁 業	赤 貝	3,200	480	
	な が ら み	1,800	108	
	小 計	5,000	588	
蛸 壺 漁 業	真 蛸	1,600	860	
計			6,673	

4 水産漁業協同組合の状況

組 合 名	組 合 員 数	資 本 金	備 考
東浪見一宮漁業協同組合	259人	150万円	

商 工

商工業のはじまり 幅員十メートル余の二級国道の両側、玉前神社の第一鳥居を中心として南北に、大黒柱、恵比寿柱を主柱とした破風造瓦葺、二階建のどっしりとした構えの商店が競って軒を並べているが、この一宮町商店街の起源は詳らかでない。

一宮に城の出来たのは、徳川時代の文政十三年(一八三〇年)である。その周辺に土族屋敷が構えられ、次第に城下町が形成されたらしい。九十九里浦をひかえた漁業の町として、九十九里平野の農作物を主とした農業の町として、商が生まれ、発達してきたことは、慶長九年(一六〇六年)に定期市場が開設されたことから明らかである。

海産物、農産物の多いこの町には、酒の醸造も多かった。海から

の干鰯と陸からの大豆が交換され、醤油醸造もさかんであった。酒の醸造の多かったのは、激しい労働の疲れをいやそうとする漁師たちの需要が多かったからである。この漁師たちを相手とする農間の居酒渡世なるものが、酒の肴にと食べ物併せて売ったのがこの地方の商いのはじまりともいえる。

天明六年(一七八七年)の大飢きんの後には酒の減造を余儀なくされ、翌七年十二月十七日には「酒造仲間申合之帳」なるものが作られた。

その申合せの主なものを挙げると、
 一、悪い酒が出来たら行司(注 世話役のこと)に届け、他の良い酒に準じてその酒の値段を付けて損をしないよう仲間取計う。
 一、春秋の会合の時に酒の値段をきめ、定めた通りに売る事。
 一、もし高い値段で売った時は金式両の罰金をとる。(原文を口語として抜すいた)

などを決めて居り、参加する者は一宮から現在の岬町の間二十七名があり、そのうち当町関係は、

- 宮 原 五郎右衛門(一、二〇〇俵)
- 東浪見 善兵衛(六〇〇俵)
- 一 宮 新兵衛(六〇〇俵)
- 金 八(四〇〇俵)
- 利兵衛(二、二〇〇俵)
- 十郎左衛門(一、二〇〇俵)

新左衛門(一、二〇〇俵)
源右衛門(七〇〇俵)

の名が見られ、利兵衛と金八の名が世話役となっている。(茂原市海保四郎家所蔵)

表看板は農業で、百姓の合間を利用して商いをする農間商いが増加し、居酒屋渡世、質屋渡世、湯屋渡世、髪結渡世が次第に盛んとなり、文政十二年(一八三〇年)に幕府から関東地方はぜいたくになつたとにらまれ、関東筋取締役から手付、手代(注 役の名)に對し、百姓でないものの調査が暫々行なわれるようになった。注 犯罪者検挙に對する意味も含まれ、之を容易にするため、組合村をつくることを命じている)

天保末年(一八四〇年)頃の一ノ宮の商勢圏は組合村の下ノ郷、上ノ郷、大谷木、岩井、川島、上市場、小滝、川須ヶ谷、東浪見、宮原、北山田、猿袋、藪塚、水口、新笈、寺崎の十六ヵ村であり、その集りである寄場村(親村)として一宮本郷村であつたので、この範囲が主なお得意筋であつたのだろう。

その頃の家族と米の穫れ高を参考に記してみよう。

網田 五二軒 三九九石。東浪見 三四〇軒 一、三六六石。
一宮 六七〇軒 二、四七一石。宮原 五二軒 二五〇石。
船頭給 六四軒 二五九石。(新地は記載なし)
合計 一、一七八軒 四、七四五石

なお当時の茂原は茂原、高師、上茂原の三村を合わせて五一八軒、四五二石であつた事を思い合わせると、一宮の経済的地位が非常に

上総木綿などを商う者がこれに上つた。寛政二年頃には相当に江戸との交流も生じ、商品の注文、送金、小荷物の運搬などを引受ける常飛脚なる職業が、商取引に重要な役目を果たすようになった。

現存するものを挙げて、寛政年間(一七九〇年頃)開業のつぼや呉服店(三区)をはじめとし、東食品KK(三区)、角八(三区)、竹久(七区)、高原商店(四区)など百三十年から百五十年の業歴をもつ商店があり、抜戸の畳屋(渡辺)、市原八平の米屋などは相当有名であつた事からして、一宮町の商工業は慶長(一六〇〇年)年間から寛政(一七九〇年)の頃に街道筋に沿って発達し、幾多の移り変わり、盛衰を重ねながらも商店街を形成して明治を迎えたことがわかる。

商店の特色 士農工商の制度も解け、職業を選ぶことの比較的自由となつた明治のころともなると、商行為も漸く活発の度を加え、玉前神社を中心として南北に軒を並べて開業を告げる商店が増加するにいたつた。

明治六年につくられた一宮の戸籍簿によると、

商 業	一五一	(外に二〇戸位は借家とあり行商人らしい)
髪結渡世	四	職人渡世 二〇
旅館	六	医 者 七
紺 屋	一	(何れも宮原を含む)

(注 当時商いをしていと思われれるもので農となつていたものは含んでいない)

という職業分布となり、商業の内訳は判然としないが、明治にな

高かつた事が充分に考えられ、その後の一宮の発展に重要な意義のあることがわかる。

商店街の形成 加納藩政は、特に農政に力をそそぎ、領民に節約の気風をつくつて内容の充実をはかつた。一方漁方の進歩によつて漁獲が増大し、辻、富正、渡辺、蔵田、浅野、新町、福島等の財力豊かな漁業家が輩出した。これに伴ない、海産物を取扱う商家も大きくのびたが、当然他の商店も次第に活気を呈してきた。

嘉永五年(一八五三年)における一松村からの「一宮、東浪村の五十集商人が一松海岸にやつて来て、癖がよくなく、そのやり方が誠によくないので難儀しているから、やらないようにしてくれ」(原文を口語体にして抜すいた)という苦情かけ合いと取りきめの一札(町役場所有)があるが、この五十集商人とはイソ(磯)集めと解するようで、漁方の小売商人(水揚げいしわしを売買する役)のことを考えられ、このような人達が結構いたということは、一宮は漁業を主体とした商いから他の商売が生まれて来たという裏づけにもなり、五十集商人から次第に大をなした商人のあつた事も充分に推測出来る。

封建時代の士農工商という階級制度の中で、「商」が一番地位が低く、いやしめられ、商いをするには村役人、代官、領主などの許可を必要とし、職業の自由を与えられていなかった当時、いち早く商売をはじめた者が割合に資産をふやし、経済の主導権を握るにいたつたわけだが、特に海産物を扱つた商人の延びが著しく、農作物(主として米)を扱つた商人、酒、醬油、びん付油、食油、灯油、

つてからの開業が相当数あり、その大部分が半農、半商という形をとつていた。

一五〇戸もあつた商人のうち、現在も引続いて商売をしているものを次に掲げてみたが、僅かに二四となつてしまつていゝ。このことは、商売の難しさ、栄枯盛衰のはげしさを物語るものであろう。

(戸籍法の損耗のため確認されないものもある)

一区	齊藤勝次郎(雜貨)	秦桂之助(正油)
	大場吉左衛門(米)	宇佐美五郎吉(魚)
二区	嵯峨野角次郎(食品)	
三区	中村比左(茶、紙)	齊藤惣次(油)
	浅野長十郎(味噌)	関重郎兵衛(呉服、太物)
	加藤新七(小間物)	片岡長左衛門(質)
	吉野新三郎(魚)	薦田久太郎(生菓子)
	齊藤幸祐(海産物)	
四区	高原義邦(鶏卵)	小高栄吉(米、塩)
	高原平吉(生菓子)	土屋ミヤ(荒物)
五区	宮本豊吉(紺)	森川善吉(呉服、太物)
	中村伝次郎(陶器)	齊藤半七(畳表)
七区	竹久寅之助(茶)	
宮原	近藤平右衛門(糍)	

その後も続々と開店する者後を絶たず、大いに賑わいを見せたが、一宮の商工業の大きな特色としては、小売を兼ねた卸売業が多く、この卸売業者が商店街のリード役を努めていたのである。

代々この地に居住し、加納藩の蓄財政策により、充分な資力と多くの不動産を有し、地形に恵まれていたことが、このように卸売業を多くした理由ともいえよう。

- 一区 寿屋 三十郎(何れも雑貨) 秦(醤油醸造)
 - 三区 東屋(味噌醸造) 寿屋(鯉節) 八平(海産物)
 - 四区 高原(鶏卵)
 - 五区 吉野屋分店(飼肥料)
 - 六区 福島(肥料) 吉野屋本店(酒類)
 - 宮原 鵜沢本店(荒物、雑貨) 鍵屋(油、食品)
- 記録や話題にのぼった卸売業者だけでも右記の数にのぼり、その中でも寿屋(三区)の鯉節、高原(四区)の鶏卵出荷、福島(六区)のほしかなどはいろいろな意味で有名であった。

ところで商家は、東京までの二〇余里(80km以上)の道程を仕入れに行かなければならないのだが、すべて徒歩か馬に頼っていた当時のことでもあり、いざ出立という時には、近隣、親せき、知人から特別の買物から用達まで依頼され、あけく果ては水盃までして出発した状態だったので、減多に行くこともならず、その多くは飛脚などを主に利用していた。

このようにして仕入れられた商品は、東京から途中まで船で運ばれ、そこから馬の背に振分けられて問屋場(幕張、浜野、潤戸、六地藏、高師など)を中継しながら送られて来たので、次のような面白い話題も残っている。

明治十五年四月、この地方では初めてと思われる柱時計を二円三

馬車が貨物輸送に一役かうようになり、一宮周辺に二十数軒の馬車屋ができた。

馬車は唯一の運送機関として歓迎され、明治二十年には、一軒の馬車屋が、一日に四八台の馬車を動かしたという。商店は朝の行事の一つとして、店頭の道路の馬糞を片付けなければならなかった。馬方の一服する場所として、建茶屋が繁盛したのもこのことである。

宮原に「角兵衛そば」というそば屋があり、その美味なのと盛りよいのには有名で、馬方ばかりでなく、遠く東京の人にも知られていた。当時の盆踊りの歌詞にも、

盆だ盆だと今日明日ばかり

(中略)

角兵衛そばは盛りがよい
というのがある。

同三十年に鉄道が上総一宮まで敷設されると、この建茶屋の盛りが過ぎ、いささか衰えをみせて来たので、

「鉄道なんか出来たのが悪いんだ、汽車なんかひっくり返しちゃう」などと騒ぎだてる建茶屋のおかみさんもあったが、それでも米、海産物を運ぶ馬車は多く、連日のように停車場に入荷する商品が、長生郡内は勿論、山武、夷隅、市原の各郡内にまで運ばれ、卸されて行った。

その頃の道路は、一宮を中心として主要道路が通じていたため、土陸、瑞沢、高根、八積、一松、白瀉、南白亀あたりまで、その殆

○銭で鍵屋商店(宮原)が購入し、馬の背で輸送して来たのだが、途中潤戸(市原郡)にさしかかる頃、馬の背にあった振分け荷物の中でいきなり時を打ちはじめたので、何事であろうかと馬子が驚き、荷物を路上にほうり出して急ぎ宮原に来てその旨を話し、初めて時計というものであることがわかり、安心して引返した。ところがそのカチカチと音の出る荷物には道行く人も、近所の人も誰一人として手を触れるものがなく、そのままになっていたという。(近藤卯兵衛の日記による)

仕入れ代金の支払い方法の一つとして、東京へ鶏卵を大量に出荷していた高原商店が、その鶏卵の受取代金で依頼を受けた業者の仕入代金の立替え払いをし、帰宅後、その立替金と手数料である為替料と共に決済をしていた記録も残っている(吉野正文書)が、とに角借入金などに頼らずに、高額の売掛金や貸付金がありながら裕々と卸業を続けていられたのだから、その資力財力に充分なものがあり、税金なども夜具裏地一反とほぼ同額であって、割合商いも気楽に出来たらしい。

(参考)

明治十七年吉野屋本店(酒、醤油卸小売)調べ

明治十七年三月より十二月までの売上総額 一、二九八円三九銭(一ヵ月平均一三〇円弱) 営業税 二五銭、地方税 一六銭二厘

物価 米十四俵、大豆三俵の代金二七円八六銭

夜具裏地一反(二反のこと) 八六銭

県下有数の商業地 卸売業者の中には明治以前よりは御宿、大

原方面のほしか、メ粕などの海産物を買しめるものがあり、やがて

んどが一宮を経済と生活のより所としていた。したがって卸売業と共に小売店の増加も著しく、自然に店内は購買客であふれ、県下でも八日市場、佐原、東金、木更津などと並び称せられる商業地として、町は華やかな賑わいを見せた。

一宮実業倶楽部 このように陸続と軒を連ねる商店が増加し、県下でも有数の商業地となって取引も活発となるにしたがい、業者間の横の連絡をとりつつ町の商業振興をはかるための組織の必要が感じられるようになった。明治二十九年「一宮実業倶楽部」は、中村祐吉郎、高梨金次郎、吉野繁治、吉野春吉、秦桓らによって呱呱の声を掲げた。会員は百余名の多きに達し、毎年一月七日に倶楽部本店(今の一宮ホテル)で総会を開いて親睦をはかり、意見の交換を行ない、時に店員訓練と称して算盤の講習なども実施したといわれる。

三十一年一月には株式会社一宮商業銀行が設立された。資本金は三十万円、頭取は宮重半次郎、常務取締役は齊藤孝裕、取締役は石橋長五郎、福島勘四郎、渡辺圭三の諸氏であった。この町内唯一の金融機関により、東京、横浜をはじめ遠くは浜松、直江津、大町、松本なども為替取組ができるようになった。

組織づくり 年号も大正と改ったその年に「一宮酒商組合」が初花、関根、伊勢新、関泉、鶴泉、吉野屋本店を組合員として、定価の協定と親睦を兼ねて発足する運びとなったが、すでに述べたように需要が多かったため、前記の外に稲花、総聖など数多くの酒造業があり、一宮周辺の総造石数が年に四千石で、現在よりも遙かに

多く、勢い組合の設立を必要としたのである。

大正初期の酒類の卸小売業の年間総売上げを調べてみると、当時一流と言われた吉野屋本店で一五、八二〇円二六銭とあり、納税金八二円、期末商品在庫が二、四五二円七五銭、従業員の前給が住込みで五円から番頭クラスで三十円であった。

ますます商業地としての地位を高めつつあった商店街も組織を強化する必要にせまられ、「一宮実業倶楽部」の発展的改組をすることなり、大正二年十月に「一宮実業会」(会長高梨金次郎)と名を改めて町内業者の全部を網羅し、(一)営業税法に関する事項 (二)運輸事項 (三)水陸交通に関する件 (四)商業に關係を有する祭典事項 (五)市場に関する事項 (六)海水浴に関する事項など、観光事業をも含めての事業を新会則に盛り込み、対外的にも盛んなP・Rを行なつて一宮町商工業の発展に寄与する処が大きかったが、この一宮実業会が商工会の前身ともいえるのである。

一宮町を訪れる人達の手引となる「一宮案内記」が大正元年八月に発行された。その内容をみると、往時の商店の様相も知ることが出来るので、商工業に關係あるものの一部を抜粋してみよう。

(大正元年八月現在)

◎ 舟車共同営業組合というものがあつた。

組合長 関精一、 理事 齊藤惣次郎、篠崎市太郎、鶴野沢重次郎、野口房次郎
人力車賃銭(駅より) 市内 十銭均一 海水浴場付近まで 十八銭 東浪見村役場まで 二十銭

齊長(荒物、小間物)

◎ 外に運送店、㊤運送店、㊦運送店

◎ 変わったところで遊船宿篠崎はつ

その後、大正十一年九月になると「一宮織物同業組合」が呉服、太物を商いとす関重太郎(つぼや)、原田静也(㊤)、森川常吉(大黒屋)、関直吉(角直)、神代利吉(宮原白木屋)、河野金蔵、高林市平を組合員として組織された。その規約(関忠四郎家文書)には「販売値段を發表したる場合は確実に実行を期すること」「定休日は毎月十六日とする」などである。大正十三年になると

松屋呉服店、三芳堂などが加入し、「共同仕入」の項や、「組合員は常に時勢に遅れざるよう他町村の売価に注意し、極力安価に販売を期すること」の項を加えている。

福引大売出し 個人商店では大正五年の十二月に、宮原の小山三郎商店(洋品、雜貨)で福引大売出しを催し、一円毎に福引券一枚とし、賞品は、

- 一等 反物一反(時価一円)二名
- 二等 メリヤスシャツ(時価五十銭)四名
- 三等 化粧白菊石鹼 十名
- 四等 足袋 二十名
- 五等 時価十銭より二銭までの範囲の品

という記録が残っているが、連合体としては、大正も末期の十四年十二月に入り、当時八積村に属していた宮原で、神代幸蔵(金物、材木)、近藤吉蔵(油、乾物)の主唱により、参加店十六で、

◎ 旅館宿泊料は次のようになっていた。

- 一泊 一等 一円、二等 九十銭、三等 七十銭、四等 六十銭、五等 五十銭

◎ 名物蛭と鯉

一宮川の産にしてまた名物なり、蛭は昔幕政の砌、時の藩主が土産として將軍家に献上したるものなりとある。

◎ 一宮町の物産

一宮町に集散する物貨としては、米、雜穀、鮮魚、干魚、野菜、甘藷、落花生、苳吹、煉瓦、瓦、卵、木炭、木材、肥料、果物、生魚、生鳥、酒、鯉節などが挙げられ積出額の最も多かったのは魚類であつた。

㊦ 明治四十一年度一宮停車場貨物取扱到着貨物三、六一六屯。發送貨取扱六、六九三屯、

◎ 一宮案内記にある主な商店。

高梨金物店、寿屋本店、秦桓(醬油)、中村薬局、齊藤勝次郎(寿屋)、北斗写真館、三芳堂、高原朝義(鶏卵、油)、嘉納園中村店、三橋周次(内外肥料)、綿屋呉服店、壺屋呉服店、寿屋金物店、榮屋齊藤三十郎、浅野金五郎(東や)、中村藤助(米穀)、中村登幾(陶器)、片岡金蔵(材木)、市原八平商店(鯉節、肥料)、入山津牧場(牛乳)、高山辰五郎(米穀、肥料)、齊藤常吉(釜屋、油問屋)、土屋倉吉(土木請負)、加藤寅吉商塵(小間物)、御園生酒店、角屋商店(呉服、太物)、角八本店(菓子)、鈴木商店(雜貨、荒物)、会活版所、西菓子販売部、

連合福引大売出しが催された。

当時この地方としては東金につぐ催しで、朝早くから地下足袋に綿の風呂敷を片手に買物にくる人達で賑わい、福引を楽しむ声は川向うの一宮町まで響き、一宮町商店街業者の垂涎の的となつたといわれ、一時は、舞台をかけ、岩沼(長生村)の獅子舞いをアトラクションにし、交通整理の巡查まで出動させたといふことである。しかし、やがて他の商店街でも漸次催されるようになると、一部落の催しとしては妙味が薄くなり七回程で終りを告げるようになった。

丁度その頃電動機を使用する精米工場などが全国的に急増してきただので、これを規制し指導する「適用事業法」の施行により一宮警察署管内にも「一宮工場懇話会」(当時役員 浅野文治、小山三郎、鶴岡栄蔵ら)が発足するようになり、工場管理や従業員の保健衛生に重点がおかれ、警察官の査察などもしばしば行なわれるようになった。

料理屋とカフェー 観光地、商業地としてその名を知られ、町外からの出入の多かつたことにもよるが、各種団体がつきつきと発足し、共同活動が活発になると、おのずから話し合い憩いの場をもとめるものがふえた。一宮町商工史に落す事の出来ないものの一つに料理屋とカフェーの進出があつた。

料理屋は大正十年頃からその数を急に増し、「茶屋遊び」といって商店の旦那方が足繁く通いつめるようになり、夕暮れともなると遊客が紅灯を目ざして群り寄つて行ったものである。

一宮川には某氏経営の障子をはめた畳敷の屋形船が、料理屋から

流れてくる酔客を待ち、宵闇が辺りを被う頃ともなると、何時しか三味、太鼓の音が川辺にこだまするのが連日のように続いたという。

それが昭和の初期になると、料理屋に代って多くの「カフェー」が主として駅前通りに登場した。当時県下でも鴨川に次ぐほどの業者を数え、遠く他町村からの酔客をも吸収して、一宮町商店街発展に一翼を担ったのであるが、そのカフェーのために財産を失った人もあって、不景気の襲来とともに昭和六、七年ごろからその勢いも下火になってしまった。

そのころの料理屋、カフェーはだいたい次の通りだが、全部がいつせいに店を開いていたわけではない。

旅館兼料理 倶楽部本店、一宮館、松濤軒、青松館、一松館、高原楼、木島、一力、東洋館、松濤亭、外に八積に八積ヨード温泉

料理、待合 紅葉軒、古山楼、吾妻楼、桜屋、宮田屋、朝日館、

竹乃家、都寿司、湖月、渡辺

カフェー 喜楽、ヴィナス、昭和亭、宮田屋支店、大和バー、千鳥、宝、鼻竜亭。

当時の東浪見の民謡に、「茶屋は宮川 女はくらべ(倶楽部) 客の安いは高原だ」というのがあった。

統制経済 茶屋遊びからカフェーとのんびりした時代が過ぎると間もなく二・二六事件を含めて各種の事件が相ついで起り、昭和十二年七月には日華事変が勃発した。これが拡大するにつれ、軍需

「ミ屋」なるものが発生した。

税金攻勢 第二次世界大戦が終ると、軍隊や徴用に狩り出されていたものは続々と復員したが、物資の欠乏は戦時中から引続いて甚しく、高売などまともにもやれる状態ではなかった。多くのものは極度のインフレになやみ、終戦処理による国費の増大からふくれる税金に四苦八苦の日々を過していた。

税金に明け、税金に暮れる毎日は、年を追うごとに厳しくなり、滞納する商店が続出して差押えなどの強制執行を受ける数も増加した。昭和二十六年には、役場前に大ダルマの看板を立て、滞納者の名前がずらりとダルマの胴に書き並べられ、納税を完了した者からその名が消され、全員完納になるとダルマの眼が入るといふ方法がとられたこともあった。

占領軍の日本国内改革の軍政が打ち出され、空襲などによる直接の被害の少く済んだ一宮町も、税金攻勢の外に重大な意義をもつ改革が行なわれた。

過去の実績を基本とする配給制度のため、結構多くの商品を得ていた卸業者に致命的な衝撃を与えたのが、昭和二十一年一月に断行された農地改革であった。

この措置で、戦前栄えた有力商店がその不動産のほとんどを失うこととなり、これに追い打ちをかけるような財産税によって、資力の大幅な減退を生じたのである。また戦時中からの統制経済の中心が地方事務所であった茂原に移り、戦後もそのままになっていたので、一宮町の商店街はとり残されたような状態となり、かつての華

産業を重点とする国策がとられるにいたり、綿布の移動禁止を手にじめとして、各業種毎に夫々の規制が加えられ、世は急速に統制経済にきりかえられた。

一宮駅頭には、毎日のように出征兵士を送る旗の波と歓送する団体の姿が見られ、商店街からも主人が、そして従業員が召集されるようになると、働き手を失った商店の経営も、商品の少くなるのと比例するように困難になった。企業整備法による商店の合同、転、廃業の指示があったのはそれからである。

町内はどの業者も古くから培った商売に未練を残し、一時は騒然となったが、どうやら業者間での転、廃も片がつき、それぞれの生きる道を選ぶことになった。

食糧不足が深刻になって、梨一つ、ねぎ一本を求めるにもつてを求めなければ買えない時がやってくると、一宮警察署にも経済警察官が配置され、隠匿物資や移動禁止物資違反の摘発に眼が光り、管内七ヶ町村に対する生活必需物資を配給する統制組合(組合長関忠四郎)が昭和十八年に発足、続いて同十九年に日用品、雑貨、食料品などを配給する「一宮地区生活必需品協同組合(組合長久我惣太郎)」が生まれ、数少くなった商店は、単に配給された物品を取次ぎする機関となってしまった。

配給日には少ない物資を得ようとする人達の列が店頭で長々と続き、配給品以外の商品を無断で動かせば違反、売れば違反で検挙されるので、親せき、知人などの所謂顔による裏口取引が行なわれ、俗にいう「ヤミ取引」という言葉と、禁止された商品を動かす「ヤ

やかさを誇った卸売業者の大半が凋落の憂き目をみる結果となった。

同二十一年の二月には新円の切替え、翌年二十二年には百万円の宝くじの発行などと、国内経済の動きも激しく、日毎、月毎に物価は騰る一方であり、商品を売っても、つぎに同じ物を仕入れようとする、既に売価では仕入れることが出来ないという状態が続ぎ、金よりも品物が貴重なのがこの時代であった。

生活必需物資の配給制度はこの後も続くのだが、ヤミのノミヤの裏口から、コンコンと入っていた左党に喜ばれたのが、同二十三年五月の料理店の再開であった。

しかし往年のような料理店を期待することも出来ず、ほそぼそとした営業をしたのだが、それでも幾らか明るさを取り戻せた。

商工会の発足 同二十三年「衣料品協同組合(組合長関忠四郎)」が設立され、戦時下にあった「生必協組」と両立てで配給物資の需給関係の仕事を受持った。商店も思うにまかせない商いの時代はまだ続いたが、徴税攻勢の厳しさはゆるまず、経営合理化の手段として個人企業から法人組織に転換するものもかなりあった。

特に同二十七年ごろから三十年ごろにかけて、株式会社、有限会社が続々と登記され、茂原税務署管内でも一宮の法人数は上位を占め、前垂れ姿の会社々々長、重役が数多く誕生した。

(昭和三八、七現在法人数は六十八社)

対税折衝も団体ですることの必要から昭和二十三年には、大工、左官、ブリキの職業まで含めて「一宮町商工会(会長関忠四郎、副

会長近藤三郎、田中定治」が全町業者を集めて出発した。

しかしいつまでも対税折衝に専念してはならず、漸く商品もそろいはじめた同二十五年には、戦後はじめての福引大売出しが催された。

その後商工会長も、近藤三郎、伊藤貴一、薦田己代七、渡辺武司、吉野正三、秋場淳と受け継がれ、世の中も落着き、物資の出廻るに歩調を合わせ、連合福引売出しも新企画を盛り入れ、仕入資金の融資斡旋、観光事業への協力など共同事業を着々と実施し、三十二年八月十五日の夜には、五十三基のネオン燈（一基三万二千円）を各店頭に輝かせた。しかし、このネオン燈も雨、風による損耗が甚しく故障が続出するにいたり、商店街の美観のためにも取換えるべきとの意向が強くなり、同三十五年に町当局の補助金も得てネオン燈の柱を利用し、現在の角型の広告灯に変えたのである。

販売合戦 卸売業者の凋落と減少、農村部落にふえてきた小売業者、道路交通網の急速な発達による都会地（千葉、東京）への時間的な短縮、長生郡内の政治、それから経済が茂原市中心となったこと、都会への人的進出による町内人口の激減など、重なる悪条件に販売圏を縮小さざるを得なくなった一宮町商店街も、老舗の街としての形では、将来の商戦を乗り切ることが困難な状態となった。

そこで、まず、第一の方法として商工会などの商業団体の斡旋により、店舗改装を前提とした店舗の診断を専門家に依頼し、同三十四年頃から、金物店、食料品店、洋品店、菓子店、食肉店、自転車、電機器具店などと店舗の改装をする店がふえ、商品配置の方法など

来るかということがこのころから話題となり、検討された結果、イジペイメント3、6、10回の分割払いとチケット（購券券を利用者に前以って渡し、その券により商品を購入、支払いは三回に分割）販売法が考えられるにいたった。

加盟店には月賦未済代金を金融出来るという利便もあるので、当時の商工会（会長吉野正三）を通じ加盟店を募集したところ、三十九店、七十三万五千円の出資金が集り、同三十三年七月に協同組合「一宮チケット商店会」（理事長小林栄蔵、専務理事笹川清治）が事務所を三区の寿屋方に設けて創立し、活動をする運びとなった。その後、茂原市でも月販専門業者の進出が著しくなってきたが、すでにこの販売方法を採用していた一宮商店街はたいした影響も受けず、かえって陸沢村から五店の参加があり、僅かな頭金で好みの商品がすぐ手に入るために利用者は増加した。

商工会法人格となる 町内業者の横の連絡を保つ最大の団体である商工会は、発足以来歴代の役員らの努力により、各種の事業を実施してきたのだが、任意団体であるため、町からの補助金なども少なく、時折不都合を生ずることがあった。

同二十九年頃、段階制による運営の為の会費徴収を決定しながら立消えとなってしまうたり、同三十四年度の総会で選出された理事が、全員受諾しないで再び総会を開いたりしたことなどもあったが、漸く中小企業対策に眼を向けて来た政府によって「商工会の組織に関する法律」が公布施行され、国、県、町から大幅な補助金を得られる対象となる法人格を持つようになった。

の研究も盛んになって、少しでも良い環境の中で楽しく買物をしてもらうことに努力がなされたのである。

統制経済下にあった頃の面影は全く見られなくなり、つぎつぎに発売される新しい商品をいかにして販売するか、いかにして知らしめるかということに意がそそがれ、毎日のように新聞にはチラシ広告が折込まれるようになり、他町村の商店に対抗する販売方法の研究、検討もなされるようになった。

戦争のため、家を失ったり、空襲の難を遁れて一宮の地へ来た者の中にも、居を定めて営業を始める店もふえ、それが刺激剤ともなっていて、ここにまた新しいサービス方法が考えられたのである。

百円の売上毎に「サービス券」一枚を発行し、引換日を定めて枚数により招待券や商品と交換する方法で、他の商店街に流れる顧客を町内に留め、町外の顧客を吸収し固定させる策がとられた。これには十七店が参加（洋品、呉服六、精肉三、化粧品、小間物二、鮮魚、食品、履物、金物、陶器、電機各一）昭和三十一年に「一宮町サービス店会（会長関豊）」が生ぶ声を挙げると、続いて食品、雑貨を主とした二十店からなる「一宮ラッキーマーサービス会（会長中村司）」、地域の十一店の集りである「宮原商店奉仕会（会長森田嘉雄）」が登場、この三つの会に入らない商店では独自ではじめるなど販売合戦の様相は愈々激しくなってきた。

経済の高度成長政策がとられるに及び、商品の大量生産、大量消費の時代に移るに従い、国民所得も増加し、生活程度の向上による消費者に対し、如何にしたら売り易く、買い易い販売システムが出

時の商工会は直ちに改組することに決め、同三十五年九月に創立総会を開催する運びとなり、会長に秋場淳、副会長に村杉巖、齊藤五郎三の外、理事十一名、監事二名が選出され、事業計画も盛沢山に再出発することになった。（会費一ヶ月五十円）集う会員は二三名。中小企業の相談相手となる「経営指導員」も配置され、老舗の多きを誇る一宮町も、かつては商勢圏内にあった茂原市や周囲町村の商店の増加に対処する構えを造り、今後の指針を定める大がかりな商店街診断を同三十六年四月に、千葉県企業員の指導を得て実施し、この診断書を全会員に配布するなど、積極策を打ち出して縮小した販売圏の獲得に乗り出したのである。

商業団体の概要と商店街の現況（昭三十八年七月現在）

・一宮町商工会

会長 秋場淳。副会長 村杉巖、齊藤五郎三。会員 一三二名。職員 三名。会費 月額百円。

・協同組合一宮チケット商店会

理事長 吉野正三。専務理事 関豊。常務理事 小山文一。

職員 五名。組合員 五十三店。出資金 二、五三一、〇〇〇円

・一宮町サービス店会

会長 宍倉晴一 加盟店 十六店

・宮原サービス会

会長 近藤正作 加盟店 十一店

・茂原税務署管内法人会一宮支部

- 支部長 秋場淳 会員 六五名
- 同青色申告会一宮支部
- 支部長 村杉巖 会員 五十一名
- 一宮町繊維組合
- 組合長 森川純吉 会員 十名

高度経済成長下にあつて、大工業における人員の必要から、中小零細企業の求人状況は非常に困難な立場におかれ、深刻な従業員不足を生じ、優秀な商店員を求めることは難しくなっている。同三十八年度採用者は中学卒で一ヵ月八千円から一万円、高校卒で一万円から一万三千円くらいが当町における初任給であり、ようやく採用しても永続する者は殆んどなく、一、二年くらいで辞めてしまつていく。勿論住込店員は全町でも十人とはいえない状態である。

まだ当町にはないが、黒字倒産といつて、経営は充分成り立つのだが、人手不足の為に店を閉めなければならないという深刻な状態も既に他町では起きており、それに近い状態が一宮町でも一部に起きつつあるのである。

また就職する若い人達の殆んどが都会へと転出し、これと軌を一にするように一宮町商店街の商勢圏内にある人口の減少が、重要な関心事となつている。

かつて一宮町の商勢圏にあつた茂原市商店街と、茂原市へ進出して来た数店のスーパーマーケット、月賦販売専門店に吸収される購買客を、いかにして食い止めるべきかの対策になやませられているのが現状である。

大正五年	昭和八年	昭和二十八年
鈴木 長八	石井 竹治	
高原辰五郎	小高栄八郎	
土屋 倉吉	中村 藤助	
小安德次郎	土屋 倉吉	
神代 松蔵	斎藤 兼吉	
伊原平左衛門	三橋 享	
	吉野 春吉	
	鶴岡 与助	
	佐藤 武	
	中村 政二	
	玉川 藤助	
	小安 正治	
	近藤 仙蔵	
	神代 松蔵	

定期市場について 一宮町の商工業の変遷に、きわめて関係の深いものに「市」の存在がある。その移り変わりは、一宮商工史そのものといつても過言ではないほど、一宮町商店の盛衰とつながっている。

江戸に徳川幕府が開かれて間もなく、幕府の重臣大久保治右衛門が本納村へ御本陣を命ぜられたとき、当地方に物品の交流をする交易の場所がなく困っているのをきき、慶長十一年（一六〇六年）に「交易場所設置に関する御定書」ともいうべきものにより、六斎市

米穀商店の変遷 米穀商は昔から甲子講という組合を作つていた、この甲子講に伝わっている、エビス様の掛軸がある。その裏面を見ると、講員の名がしるされている。

それを見ると、嘉永五年（一八〇八年）には、米穀商が次の通り十軒あつた。

中村屋惣右衛門、穀屋亦七、原屋代助、東屋長十郎、緑屋甚五兵衛、万屋長右衛門、足袋屋次郎兵衛、米屋仁右衛門、柏屋助右衛門、山形七良兵衛。

ところが、大正五年には十五軒にふえ、昭和八年には二十三軒とつた。その後太平洋戦争で、企業整備が行なわれ、米の配給所が一町一軒となり、米穀商店主が配給所の職員となつて働いた。

戦後米穀商が登録制となつて七軒となつた。その商店は次のとおり。

大正五年	昭和八年	昭和二十八年
大場三之助	天羽 鮮蔵	天羽 鮮蔵
森川平二郎	大場三之助	大場三之助
森 栄吉	内山政治郎	浅野 長寿
浅野金五郎	森 朝吉	村杉 巖
中村 藤助	木村 義雄	中村 憲久
小高栄八郎	御園生橋司	加藤 和夫
石井 定吉	浅野 文治	中村 政朗
鶴岡 忠七	村杉 巖	
中村 政治	加藤千代松	

の定期市場を設定せしめた。

この定期市場は、一宮、茂原、本納、長南、大網の五ヵ村に対し三月一日より開くことを命じ、村役人と相談の結果、五ヵ村の定期市場の開く日がかさなることなく、かつ一年を通じ休む日もないようにとの心づかいから、本納一六、長南二七、大網三八、茂原四九、一宮五と定め、一宮はこれにより毎月五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日の六回開かれることになった。

「市」に運び込まれるものは、内湾の五井塩、九十九里浦の魚、海産物、在方よりの農作物、林産物、雑貨などが主なもので、質屋商売も仲間入りをした。質屋商売は、交易場所以外では相成らぬという制限も加えられていたが、農村の生活に、この定期市場が大きく影響をもつていたのはいままでもない。

この運営には、治右衛門から命ぜられた村役人が農間商人、余剰物資の処理方法、旅館営業、質屋営業に関する制限などの、治安統制のとり決めによって行なわれてきたが、その後村役人の定めたことを徹底させ、自主的な市場の運営をする役目をする「世話人」が市日毎に区割された市場に二人ずつおかれるようになった。

その一つの資料をつぎに掲げてみよう。

書付を以御願申上候（茂原市海保家文書）

一 此度私共市場之儀五日十日十五日三市住古より有来候通相立申度候依之御村方商人衆中様御出下され御売買被下候様御願申上候勿論見世賃之儀当分貴心申間敷候亦以右三市場相立相統仕候ハ、其後者見世賃可申請候何分市相立相統仕候様、御出被下

御売買之所御願申上候 以上

一之宮本郷

天明五年

十日市場

茂助 ㊦

巳五月

十五日市場

太平次 ㊦

五日市場

定七 ㊦

善兵衛 ㊦

長十郎 ㊦

猿袋村

御役人衆中様

御商人衆中様

差上中一札之事

一金百両也

右者商内尙仕入金ニ差支難儀仕候ニ付当面之御金去巳年八月中奉拝借当年正月限月ニ付返納可仕之処調達方差支難儀仕候ニ付此度御利足上納仕元金之儀者来ル三月半金上納仕残而半金の儀者来ル七月皆納仕度而証札の儀者其儘御取用被下置度段奉願上候御聞濟被成下置難有仕合ニ奉存候、然ル上は期月通無相違上納可仕候為念差上申一札依而如件

御領分一宮本郷村

勘定方

弘化三年正月

和三郎 ㊦

御役所

御金拝借証文之事

一金式百両也

但御利足三拾両壹歩

右者商内尙仕入金ニ差支難儀仕候ニ付拝借奉願上候御聞濟被成下前書之御金只今儘ニ請取拝借仕候宛実正ニ御座候、返納之儀者来未年極月末は限御利足相添少茂無相違上納可仕候万々一返納方差滯所持仕候田畑屋敷之内外ニ迄質地ニ仕候而早速上納可仕候 依之御金拝借証文奉差上候如件

御領分一宮本郷村

弘化三年十二月

勘定方

拝借人 和三郎 ㊦

証人名主 七重郎 ㊦

御役所

天明五年といえ、かの「天明の大飢きん」の前年に当り、そのころもすでに売る者、買う物が少くなり、市場としての存立が危ぶまれるような状態となっていた。猿袋村（茂原市鶴枝）の役人や商人に対し、見世賃をとらないからぜひ「市」に店を出して頂き、かつ村民には買物に物にきてくれるようお願いの書状を送ったのがこれであり、各市場毎に二人ずつの世話人の名が記されている。

ところがこの書付けによると、二十日市、二十五日市、三十日市の世話人が見えないが、天明のころには「市」に出てくれとお願いを出すような経済状態のために、休場していたものと思われる。尚さきに述べた大久保治右衛門が用件も済み、江戸へ出立する

とき、本納に「事代主命」（俗にエビス様という）を祭る社を建て、これを「市場神」として後年の人達が崇めるようになったといわれ、その跡らしきものが本納、茂原、長南町にある。

当町には、そのような跡も、記録も、話題もつかうことが出来な。

当時市場に運ばれる荷物のほとんどが馬の背に頼り、時の移りに従って荷車、大八車に積み込まれ、遠く茂原、長者あたりからはるばる徒歩でやって来て、戸板の上に商品を並べ、日用品、生活物資を求めに来る人々を相手に取引がなされ、この市の露店から出発して、大きな店舗を構える迄に至った店も数多くあったのである。

その後明治にいたるまでのことは、記録も資料も見当たらないのでここに記すべくもないが、途中幾多の困難を生じながら継続されてきた模様である。

他町村からは一流商店ともいえる店が、一宮の「市」を目ざしてやって来たというが、一宮の大きな商店が他町村の「市」へ進んで出かけたということは殆んどなく、ここに一宮の商店の特異性がある。経済的に充分な余裕をもち、他の市場へ行く必要のないほど近隣の村々からの客で生計が成り立っていたからにはかならない。一宮の商人は且那商売であるといわれ、全くアクセクしなかった気質の一端が現れている。

明治になり営業が自由になると商店も増加してきたが、これに歩調を合わせるように市もにぎわいをみせ、商店の売上も平日の三倍以上にも増し、特に明治の後期から大正の中期にかけてのにぎわい

は想像以上であったといわれている。

「市」日ともなると商店のすべては午前三時、四時には大戸をあけ、掃除をすませ、商品を店頭並べ待ち受けたものだが、その早くからの準備が間に合わないほどに、陸続として客が殺到したものであった。

月遅れの盆市（八月十三日）と暮の市（十二月の市日）には、上宿（一区）から川端（六区）にいたる道路の両側の商店は、商品を路上に張出した戸板に山と積み上げ、これに向い合って出張して来た露店が軒を連ね、四列に並んだその数は二百近くにも及び、当時の子供達の楽しみの一つとして、盆、暮の市の翌朝、市場のあとを一廻りするものであった。

五厘銭や一銭銅貨が、その市のあとに落ちていて、どの子も結構お盆や、お正月の小遣い銭になったという。

平常の月は、市日毎に場所が変わり、川端から始めて三十日市には上宿となるように移動し、繩によって区域を定めたが出店の多い時にはどうしてもその繩の外、つまり区域外に露店を出さざるを得なくなるので、良い場所をとるためには、出張してくる店も競って朝早くからやって来たものである。

というのも、区域内なら出店した場所の家に掃除代といってながしかの金を置けば済んだが、区域外ともなると、掃除代の倍以上にもつく場外銭というものを取めなければならなかったからである。

市が五、十の日に開かれたのは前述した通りだが、一日の市が何時頃からはじまったのかはつきりしない。大正元年にはまだ一日市

はなく其の後であることは間違いない。

明治二十九年に一宮実業倶楽部が創立されると、市場の管理をするようになり、区域の縄張り、場外銭の取り集め、交通の妨げとならない指導のためなどを一定の人(昔の世話人とは性格も違い単なる使用人)に依頼した。その人が杖をつき悪い足を引きずりながら、「繩のそとへ店を出してはいけない」などと、大きな声をはりあげていたのも、当時の一宮市の名物であった。

大正も後期になると、在方にも商店がふえ、不景気の風がいささか吹きそめ、市も少々盛りを過ぎた感じであったが、それでも売る者、買う者の数は現在の比較にならないほど多く、市日には終日にぎわいを見せ、夏野菜の最盛期には少しでも安く、そして沢山買おうとする青果の仲買人と、値を売ろうとする農民との取引する場面が、町外の宮原にまで溢れ、町内業者の経営対策も市日を一つの目標として計画がたてられていた。

日華事変から第二次世界大戦へと戦争が激しくなるにつれ、物資の出廻りも悪くなり、出店も数えるほどとなって一時は市場も桜馬場(四区)に固定されていた。戦争終了後も暫らくその儘の状態で、十日市がこの場所で開催されるようになったのはその名残りである。昭和二十三年には商工会が設立され「市」の管理をするようになり、商工会はその一切を中村清政に依頼したが、戦後の経済の変動は激しく、その中心が茂原へと移行し、農村部落に開業する商店が多く必需品も町まで出なくても間に合い、農作物は農家組合などによる共同出荷の方法で都会へ運ばれて「市」に依存する必要が減少

して来たために、出店する者も、求めようとする者も激減してしま

った。商工会はかつての夢が捨てきれず、挽回策を講じ、バス路線の開発や増発など種々腐心するところがあった。しかし、時勢の流れには逆えず、年毎に人出は少くなり、現在では僅かに野菜を並べる農民と種子を売るものくらいになってしまい、時折その外に二、三の露店が出るのも見受けられるが、十時を過ぎる頃ともなると、もうその姿も見られなくなるような淋しさである。そして商店街は、市日に期待できなくなり、むしろ土曜、日曜に対する営業方策を考えるようになってきている。

金融機関 一宮町の商工の発展に、大きく寄与したものに金融機関がある。それは明治二十八年、関五郎右衛門(綱田)が町の関係者数人とともに、一宮商業銀行を設立したのははじまりといわれている。

その後同三十年九月第九十八国立銀行一宮支店が開店して以来、また総武銀行(本店成田市)一宮支店がおかれたがその後の経過はわからない。金融機関の強化とともに銀行の合併を推進してきたが、太平洋戦争で経済統制下に入り、一県一行主義を政府より要請されたので、昭和十八年三月千葉合同銀行、第九十八銀行、小見川農商銀行の三行が合併して、千葉銀行(頭取大久保三郎)として設立した。そこで同行一宮支店も開店し今日に至っている。

ほかに、本店を茂原市にもつ長生信用組合一宮支店は、昭和三十三年五月設置されたのである。

に向ってその層は、地表に近くなり、層も薄くなっている。このガスは人体に害を与えないため各方面に利用され、そのため茂原に工場が増した。茂原の発展は、天然ガスのためといっても過言でないほど重要な地下資源である。

一宮町も、十二年から、大多喜天然ガス株式会社の手により、ガスが供給されるようになり、非常に便利になった。

現在一宮町でこのガスの供給を受けている。世帯数六八〇、熱量は四、二〇〇カロリー、料金は、一〇立方メートルまで二二二円それ以上は一立方メートル一三円である。

一宮町では、明治末期一宮駅前で、ガスの試掘を行なったが、鑿井技術の未熟のため失敗に終り、昭和十一年田中周が関東台下に、ガス井戸を掘り採集に成功したが、この町のガス井戸の始まりであった。

戦後大洋化学工業株式会社が海岸の一宮廠舎跡を買いとり、大々的にガスの採集と、ヨードの製造にあたっている。

一宮町の天然ガス年間生産量は、約百万立方メートル、包蔵量の推定、三億立方メートルである。

東浪見砂鉄鉱山 東浪見釣ヶ崎付近には、黒紫色の砂土層をなしている。昔から砂鉄があるといわれているが、企業としては顧みられなかったのである。

そこで、日華事変以来、必要にせまられた。畠山新太郎、長谷川一、石野雄彦、佐藤、寺原諸氏等相談り、東浪見村会を通じて立田千葉原知事、八田嘉明商工大臣へ依頼書・陳情書を提出し、経済的

地下資源

天然ガス 戦時中燃料の欠乏していた頃、土中に大きなタンクを作り、それにゴミを詰めて蓋をしておく、ゴミが腐敗して「メタンガス」が発生するので、それを貯めて燃料に使っていた人があった。

一宮川沿岸にいたる所から天然ガスが湧き出る。このガスは、地下に埋まっている海藻その他の物質が腐敗して、ちょうど大地がゴミのタンクのような役目をして、そのガスが地下水に混合して地中に貯る。

それを汲み上げ、ガスとガス水とに分離して、ガスは燃料または化学薬品に、ガス水はヨードの原料となる。

このガスの貯っている地層は、茂原附近が最も厚く、大多喜方面